（開発行為に係る同意に関する協議）

第一条の三　［略］

（開発行為に係る同意の基準）

第一条の四　［略］

（土地区画整理事業に係る同意に関する協議）

第一条の五　［略］

（土地区画整理事業に係る同意の基準）

第一条の六　［略］

（土地区画整理事業に係る証明書の交付）

第一条の七　［略］

（民間都市再生事業計画に係る同意に関する協議）

第一条の八　［略］

（民間都市再生事業計画に係る同意の基準）

第一条の九　［略］

（市街地再開発事業に係る同意に関する協議）

第一条の十　［略］

（市街地再開発事業に係る同意の基準）

第一条の十一　［略］

（市街地再開発事業に係る証明書の交付）

第一条の十二　［略］

（建築物の建築等に係る同意に関する協議）

第一条の十三　法第十九条の十五第一項の規定による協議の申出をしようとする協議会は、協議書の正本一通及び副本一通に、それぞれ、当該申出に係る建築物の建築等に関する次に掲げる書類を添えて、これらを建築主事に提出するものとする。

一　都市再生安全確保計画に記載しようとする事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項（法第十九条の十三第二項第四号に掲げる事項として記載しようとする場合にあっては、都市再生安全確保計画に記載しようとする事業及びその実施主体に関する事項。次項第一号、第一条の十六第一号及び第一条の二十第一号において同じ。）を記載した書類

二　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三に規定する建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第一条の十五第一項において同じ。）の規定による確認の申請書並びにその添付図書及び添付書類に相当する書類及び図書又は同令第八条の二第一項において準用する同令第一条の三に規定する同法第十八条第二項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知に要する通知書並びにその添付図書及び添付書類に相当する書類及び図書

2　［略］

（建築物の建築等に係る同意の基準）

第一条の十四　［略］

（開発行為に係る同意に関する協議）

第一条の二　［同上］

（開発行為に係る同意の基準）

第一条の三　［同上］

（土地区画整理事業に係る同意に関する協議）

第一条の四　［同上］

（土地区画整理事業に係る同意の基準）

第一条の五　［同上］

（土地区画整理事業に係る証明書の交付）

第一条の六　［同上］

（民間都市再生事業計画に係る同意に関する協議）

第一条の七　［同上］

（民間都市再生事業計画に係る同意の基準）

第一条の八　［同上］

（市街地再開発事業に係る同意に関する協議）

第一条の九　［同上］

（市街地再開発事業に係る同意の基準）

第一条の十　［同上］

（市街地再開発事業に係る証明書の交付）

第一条の十一　［同上］

（建築物の建築等に係る同意に関する協議）

第一条の十二　［同上］

一　都市再生安全確保計画に記載しようとする事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項（法第十九条の十三第二項第四号に掲げる事項として記載しようとする場合にあっては、都市再生安全確保計画に記載しようとする事業及びその実施主体に関する事項。次項第一号、第一条の十五第一号及び第一条の十九第一号において同じ。）を記載した書類

二　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三に規定する建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第一条の十四第一項において同じ。）の規定による確認の申請書並びにその添付図書及び添付書類に相当する書類及び図書又は同令第八条の二第一項において準用する同令第一条の三に規定する同法第十八条第二項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知に要する通知書並びにその添付図書及び添付書類に相当する書類及び図書

2　［同上］

（建築物の建築等に係る同意の基準）

第一条の十三　［同上］